

公売公告兼見積価額の公告

7重税管第70号

令和8年1月30日

高知市長 桑名龍吾

下記のとおり差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

記

公売財産の種類	不動産		
財産目録、公売保証金及び見積価額	公売別紙1のとおり		
公 売 方 法	期間入札		
公売保証金納付期限	令和8年2月27日 17時00分まで		
入 札 期 間	令和8年2月24日 8時30分から 令和8年2月27日 17時00分まで		
公 売 場 所	高知市役所税務管理課		
開札日時及び場所	令和8年3月2日 15時00分	高知市役所本庁舎3階入札室	
最高価申込者決定日時及び場所	令和8年3月2日 15時00分	高知市役所本庁舎3階入札室	
売却決定日時及び場所	令和8年3月23日 11時00分	高知市役所本庁舎2階税務管理課	
代 金 納 付 期 限	令和8年3月23日 14時00分	※ただし、地方税法19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の執行停止があった場合を除く。	

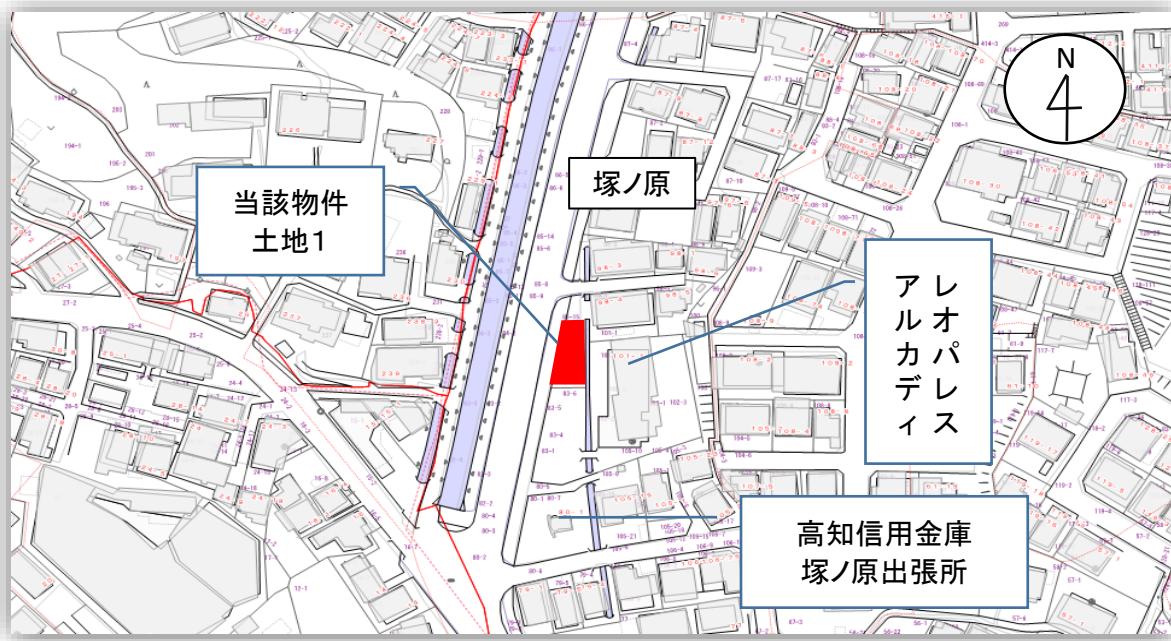
その他の事項

- 1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 入札者に国税徴収法第108条第1項各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
- 3 公売保証金の提供及び買受代金の納付は執行機関が指定する金融機関の口座への振込に限ります。
- 4 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。
- 5 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。入札価額を訂正したものは無効として取扱います。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
- 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
- 7 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、それらの者で、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。
- 8 追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 9 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。
- 10 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。

11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときです。
12 執行機関は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また、執行機関は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。土地の境界については、隣接土地所有者との協議を要します。
13 次順位買受申込者制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
14 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。
15 上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。
16 公売公告の内容及び公売財産に関わる図面・地図・写真等は、高知市役所税務管理課で閲覧できます。
17 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更是行いません。
18 本件は、国税徴収法第89条第3項の規定により一括換価の方法による公売とします。
19 公売財産が農地である場合は、農業委員会などの発行する「買受適格証明書」を入札期間が終了する前までに高知市に提出することが必要です。入札期間が終了する前までに高知市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。
20 落札した公売財産が農地である場合、農業委員会などから、許可書又は転用届出の受理通知書の交付を受けてください。その際、高知市が交付した「売却決定通知書」を農業委員会などに提示する必要があります。
21 公売財産の権利移転に登記（登録）を要するものであって、高知市に所有権移転登記の嘱託を希望する場合、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領收証書（登録免許税法第23条）を、「権利移転登記請求書」とともに上記売却決定の日時までに提出してください。 なお、落札した公売財産が農地である場合、別途、農業委員会などから交付された許可書又は受理通知書を併せて提出してください。ただし、高知市は地目変更登記の嘱託は行いません。
22 本財産について、適格請求書（インボイス）の交付はありません。
<p>配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を高知市長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は高知市役所税務管理課に用意しております。</p>

公売別紙1

売却区分番号	高知市7-08	見積価額	9,744,000円
		公売保証金	980,000円



【財産目録】

所在：高知市塚ノ原字塚原

地番：84番1

地目：田

地積：73m² (登記簿上表記)

公売別紙2

売却区分番号 高知市7-08

【公法上の規制に関する事項】

- 区域区分
市街化区域
- 用途地域
第二種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）。規制等については高知市都市計画課等に確認を要します。

【物件の状況に関する事項】

- 土地の状況及び境界について

本物件は、現況、間口約18.6m、奥行き6.5mから10mの台形面地をなす平坦地で、東側は法地となっています。西辺が幅員約16mの舗装県道（両側歩道含む）にはば等高に接面しています。

本物件は、公図上、北側、東側に地番の付されていない土地（以下「無番地」という。）が介在しています。

当該無番地は本公売の対象地には含まれません。

なお、本物件と無番地との境界の確認はできておりません。公図表示と現況が一致していない可能性がありますが、本公売は現況有姿による売却を行います。

- 貸貸借について

本物件は、現在、2者に駐車場として賃貸させていることを確認しています。落札後は、既存の賃貸借について、賃借人と契約内容の確認および協議が必要です。

- 現況地積について

登記簿表記の地積73m²に対して、現況地積は登記簿表記より明らかに広く乖離していると思われます。本公売では現況に即した145m²として鑑定評価を行っています。落札後の地積更生登記については、買受人の負担において対応してください。

- 買受適格証明書の発行について

本公売は、市街化区域内の農地公売に該当します。公売参加にあたっては、あらかじめ高知市農業委員会から、不動産取得後の利用目的の申請・届出を行い、「買受適格証明書」の交付を受けてください。詳細は「市街化区域の農地の公売について」を参照してください。

【物件の権利関係】

本物件には、次のとおり抵当権が設定されています。

- 抵当権設定年月日：昭和4年7月2日
- 被担保債権額：140円
- 抵当権者：高野 清喜

当該抵当権者については、登記簿上の住所が現行の住所表示に存在せず、所在を確認することができないため、通知その他の連絡を行うことができない状況にあります。

このため、現段階では、当該抵当権の被担保債権の現存を確認できる資料及び現在債権額の確認ができず、配当を行うことができない状況にあります。

よって、本公売により当該抵当権が消滅するとは限らず、公売後も登記簿上、当該抵当権が残存する可能性があります。

本物件は、当該抵当権が残存する可能性があることを前提に公売を行います。

当該抵当権の抹消その他の処理については、買受人の負担において行っていただくことになります。

【土壤汚染の有無】

不動産調査報告書では、当該土地は有害物質使用特定施設に該当せず、その他地下埋設物等についても認められなかったとのこと。又、埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。なお、執行機関において専門調査は行なっていない。